平成２８年（フ）第４６６号
兵庫県姫路市東今宿３丁目12番16号
債務者　ＨＩＭＥＪＩ代行こと　河本　恒樹
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５０３号
兵庫県姫路市広畑区吾妻町２丁目３番地
債務者　喜多　規行
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５０６号
兵庫県姫路市野里慶雲寺前町１番３―107号おおひハイツ、従前の住所兵庫県姫路市地内町１番地３
債務者　岡本　由美
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１８７号
大阪府東大阪市神田町３番19号　永楽荘201号
債務者　藤井　政則
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３６７号
奈良県天理市兵庫町370番地３
債務者　藤村　昌史
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２９号
和歌山県新宮市熊野地２丁目11番13号
債務者　橋本めぐみ（旧姓倉田）
1　決定年月日時　平成29年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２８年（フ）第４９０７号
大阪府吹田市青葉丘南８番Ｑ―106号
債務者　高見　美穂
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２００号
大阪府東大阪市宝持３丁目３番19号　シャトレ宝持　302号
債務者　髙尾佐由美
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３６８号
大阪府高槻市宮田町２丁目30番４号
債務者　家藤　紀子（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４１５号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目10番27号
債務者　田上　直樹
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４７６号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　白井　裕二
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８３４号
名古屋市天白区高坂町197番地の１　高坂苑、従前の住所名古屋市天白区植田南３丁目510番地　植田パークハイツ305号
債務者　佐藤志津子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３３号
北九州市小倉北区篠崎２丁目27番27号（201）
債務者　池田　　誠
1　決定年月日時　平成29年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７６５号
北九州市八幡東区山王４丁目５番17号
債務者　伊藤　慎二
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１１１号
岐阜県安八郡安八町南今ヶ渕578番地の１　ＤＯＭＵＳ　３Ａ
債務者　清水　瑞菜
1　決定年月日時　平成29年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３２２号
埼玉県羽生市南８丁目19番地26　レオネクスト羽生105
債務者　関口　由香（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３８７号
愛知県安城市緑町１丁目12番地８　フラワーハイツⅠ301
債務者　岩田紀美子
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係